

電子入札システムによる参加資格の注意点

① 入札参加申請

システムでは入札参加申請時に添付ファイルを求められる箇所があり、必ず何かを添付しないと先に進めません。このため、「ダミーファイル」をあらかじめ作成し、添付していただく必要があります。

※ 作成例エクセル・ワード・メモ帳等を起動し、一文字程度入力し、「名前を付けて保存」を選び、テキスト形式を選択し、「ダミー」等のわかりやすい名前を付けて、デスクトップ等利用しやすい場所に保存してください。

② 工事設計内訳書

従来、工事設計内訳書の提出については、郵送でお願いしていましたが、平成21年7月2日以降の公告案件から、電子入札システムの「入札書提出の内訳書の項目」にファイルを添付して送信していただいております。

なお、システムの都合上送付可能サイズは2MB以内となっていますので、それを超える場合はファイルを圧縮してください。

なお、入札契約適正化法が改正され4月1日以降、すべての工事の入札において工事費内訳書の提出が義務づけられましたので、入札書提出の際には、工事内訳書の提出をお願いいたします。

③ 入札に参加される際には、ご使用のICカードが「開札後一定期間有効」であることを確認してください。

開札日前に有効期限切れとなるカードで応札されますと、提出された入札書が無効となります。

また、案件によっては、事後審査や低入札価格調査等の実施により、開札日後落札決定まで日数を要する場合がありますので、安全のためお手持ちのICカードが落札日後一定期間有効であることを確認の上、入札に参加してください。

ICカードの有効期限に余裕がない場合には、入札書提出前に更新を行っていただく必要があります。

④ 電子入札システムの操作問合せ先

「いばらき電子入札システム」の操作等について不明な場合は、下記にお問い合わせください。

茨城県建設CALS/E C 共同利用センター電子入札システム担当

TEL 029-305-3021

電話の受付時間午前9時～12時午後1時～5時平日のみ（年末年始を除く）

入札書提出時のICカード有効期限についての想定事例

※電子入札に使用するICカードには有効期限が設定されております。入札書を提出したときに使用したICカードが開札時に有効期限切れの場合、入札書を開札することができず、入札そのものが無効になります

想定されるケース	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">入札書提出</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">開 札</div> </div>	入札参加に関する取り扱い
現在使用のICカードの有効期限が、入札書提出前に切れる	<p>有効期限切れ</p>	入札書の提出ができません
現在使用のICカードの有効期限が、入札書提出後から開札前の間に切れる	<p>有効期限切れ</p>	入札書を提出したときに使用したICカードが開札時に有効期限切れのため開札できず「入札書は無効」
	<p>有効期限切れ</p> <p>入札書提出後にICカードを更新</p>	入札書を提出したときに使用したICカードが開札時に有効期限切れのため開札できず「入札書は無効」
	<p>有効期限切れ</p> <p>入札書提出後に新規にICカードを登録</p>	入札書を提出したときに使用したICカードが開札時に有効期限切れのため開札できず「入札書は無効」
	<p>有効期限切れ</p> <p>入札書提出前にICカードの更新を行い、更新後のICカードで入札書を提出</p>	入札書を提出したときに使用したICカードの有効期限が開札後も有効のため「入札書は有効」
現在使用のICカードの有効期限が、開札後も有効である		入札書を提出したときに使用したICカードの有効期限が開札後も有効のため「入札書は有効」